主 文

原判決中被告人らに関する部分を破棄する。 被告人Aを懲役三月に、同B、同Cを各懲役二月に処する。 被告人A、同Bおよび同Cに対し、この裁判確定の日から二年間、それ

ぞれその刑の執行を猶予する。

理・・・・由

本件各控訴の趣意は、記録に綴つてある弁護人土田嘉平作成名義の控訴趣意書に記載のとおりであり、これに対する答弁は、高松高等検察庁検察官検事中村利彦作成名義の答弁書に記載のとおりであるから、ここにこれらを引用する。

控訴趣意第二点(理由不備)について

所論は、原判示第一の公務執行妨害の事実についての理由不備の主張であつて、要するに、刑法九五条一項の公務執行妨害罪の判示には、公務員の適法な公務のの内容がわかる程度に記載することが必要であるのに、原判決は、判示第一の事実全体に係ると認められる判示のような前文を摘示し、その末尾にて、「右調査を実施するに当り」と判示し、判示第一の公務執行妨害の事実活で、「もつて、同係長等四名(前記Dを除く)に前記実態調査活動を断念ら、下もつて、同係長等四名(前記Dを除く)に前記実態調査活動を断念ら、と記しているに過ぎないのであるがあると認定判示しているに過ぎないのであるがあるといまれが実態調査の実施前の準備といるのであるに当り」との判示は、全くあいまいで、それが実態調査の実施前できないで、それともその実施中をさすのかどうかすら窺い知ることができない、というのである。場合にあたるから、とうてい破棄を免れない、というのである。

る」場合にあたるから、とうてい破棄を免れない、というのである。 〈要旨〉よつて、按ずるに、およそ、公務執行妨害罪(刑法九五条一項)の罪となるべき事実のうち「公務員ノ職務〈/要旨〉ヲ執行スルニ当リ」との点に関する判示には、その公務の執行を妨害されたとする公務員の職務権限ならびにその職務の執行につき後記説示のいかなる段階にあつたかをその内容が特定できる程度に具体的に

判示することが必要であると解するのが相当である。

゚゚『被告人らは、いずれも高岡郡 そこで、記録を調査して検討するに、原判決は、 a町b地区に居住し、被告人Bを除き、生活保護法による保護費受給者であるが、 同法に基づき生活保護の実施に関する職務を担当している高知県事務吏員の高岡郡 福祉事務所保護第一係長E、同保護第二係長F、同保護第一係主幹G、同第二係主 事Dおよび同保護第二係主事Hが、昭和四三年一月一二日午前九時五〇分ごろ、右 c地区における被保護世帯の実態調査の目的をもつて同地区に赴き、右調査を実施 するに当り、第一、被告人A、同Bおよび同Cは共謀のうえ、右c地区a町立Ⅰ共 同作業所前広場(原判決に「共同作業所」とあるのは「共同作業所前広場」の誤記 と認める。)において、被告人Aが右E係長に対し、「おんしら何しに来た。タベ言うたとおり投書の主を言わにや調査させんぞ。それとも投書の主を言うか。帰 れ、帰れ。」等の趣旨のことを怒号しながら、同係長の胸倉をつかんでゆすぶり突 くなどして暴行し、被告人Bが上着を脱ぎ捨て、同係長に対し、 「わしの保護を打 ち切つたのは誰なら。許さんぞ。」と怒号しながら、丸太棒を振り上げ危害を加えかねない気勢を示して脅迫し、被告人Cが同係長らに対し、「おんしら一列に並 べ。俺が車で轢き殺しちやろ。」との趣旨のことを申し向けて脅迫し、もつて同係 長ら四名(前記Dを除く)に前記実態調査活動を断念させて、同人らの公務の執行 を妨害し』た旨の事実を判示認定している。よつて、判断するに、原判決は、同判 示のE係長らの職務権限についてはこれを判示しているけれども、同係長らの職務 執行行為の内容については具体的にこれを判示することなく、単に、「c地区にお ける被保護世帯の実態調査の目的をもつて同地区に赴き、右調査を実施するに当 り」と判示するのみである。よつて、原判決の判示するいわゆる実態調査について 考えてみるに、生活保護法二八条一項が、「保護の実施機関は、保護の決定又は実 施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該吏員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。」旨規定し、生活保護 の実施に関する職務を担当する吏員に、個々の要保護者の居住する場所への立入調 査の権限を認めていることに徴すると、原判示の前記実態調査が同法条の右立入調 査をさすことは明ら〈要旨〉かである。しかしながら、原判示からは、E係長らの職 務執行行為として、同人らが、共同作業所前広場に〈/要旨〉おいて、いかなる要保護 者に対し、どのような立入調査を現に実施中と認定したのか、それともいままさに

実態調査に着手しようとしている場合であると認定したのか、もしくは実態調査に接着する準備中の行為を認定したのか、あるいは実態調査の終了した直後の段階の行為を認定したのか明らかでなく、そのいずれを認定したのか理解することができないから、公務員の職務を執行するに当りとの点についての事実摘示に関しての前記説示の要件をみたしていないというほかはない。そうすると、原判決は、被告人らに対する公務執行妨害の罪となるべき事実の判示としては不十分であり、原判決には理由不備の違法があるといわざるをえない。したがつて、右論旨は理由があり、被告人らに対する原判決はこの点において全部破棄を免れない。

控訴趣意第一点(事実誤認)について

一 原判示第一の事実について

よつて、記録を調査し、当審における事実取調の結果を参酌して、以下順次検討することとする。

まず、所論の(一)について按ずるに、およそ、刑法九五条一項は、公務員の執行する公務を保護し、公務の〈要旨〉執行が妨害されないことを担保する規定であるから、同条項にいわゆる「職務ヲ執行スルニ当リ」とは、公〈/要旨〉務員が現にそのから、同条項にいわゆる「職務ヲ執行スルニ当リ」とは、公〈/要旨〉務員が現にその 職務の執行中である場合だけではなく、たとえ職務の執行中でなくとも、今まさに その職務の執行に着手しようとしている場合、職務の執行に接着している限り職務 執行の準備中の段階にある場合、ならびに、職務執行の終了した直後の段階にある 場合をも包含するものと解するのが相当である。そこで、本件についてこれをみる に、原判決挙示の関係各証拠と当審証人Eの当審公判廷における供述とを総合する と、(1)原判示の高岡郡 a 町 b c 地区は、本件発生当時約一五〇世帯であつたが そのうち一三三世帯が生活保護法による保護を受ける被保護世帯で保護率が極めて 高かつたところ、右地区の所管事務所である高岡郡福祉事務所の係官が昭和四二年一一月および一二月の定例訪問によつて実態調査をした結果、一部の同部落民から の投書ならびにその他の資料によると前記被保護世帯中にはかなりの不正受給者が 存在する疑が生じていたこと、(2)同事務所の所長」、保護第一係長E、保護第二係長Fほか五名の職員は、生活保護法二八条一項にもとづく昭和四三年一月の定例実態調査実施計画に従い、同郡a町bのd、e、cの三地区の実態調査を同月一 一日、一二日の両日に実施する予定で同地区に出張し、一一日に予定どおりd、e 両地区の調査を終了し、一二日にはc地区の調査を実施することとなつたこと、 (3)前記J所長およびE、F両係長の三名は、従前から同地区には民生委員も選 任されていなかつた事情もあつて生活保護の適正な受給を推進するため同地区の部 落総代やその他の役員に協力を得ていたので、一一日の午後c地区に赴き、当初は前記共同作業所前広場で引き続きK旅館において、部落総代Lおよび被告人Aら地 区役員に対し一二日に実施する実態調査につき協力方を要請して話し合つたが、結 局、協力する旨の承諾は得られず、投書者の氏名を明らかにしない限り実態調査には一切応じないということで話し合いは決裂するに至つたこと、(4)右のような状況であつたため、一二日のc地区の実態調査の実施にあたつては紛争や混乱の発 生することが予想されたので、J所長らは所属上級庁である高知県厚生労働部厚生 課に右状況を報告してc地区の実態調査の遂行に関して指示を受けるとともに福祉 事務所側としての態度等を協議した結果、定例の訪問調査であるし、調査にくるの を待つている被保護世帯もあることであるから、予定どおり調査することとしてc 地区内に入り、実力で調査を阻止されあるいは暴行を受けて身辺に危険が生ずるな

ど調査ができない事態に立ちいたつたときはやむをえず調査を中止して引き揚げるという方針を決定し、調査の対象となっている被保護世帯ごとに調査担当員の組別 を編成するなど調査の実施準備を整えたこと、(5)かくして、翌日である昭和四 三年一月一二日午前九時五〇分ごろ、前記J所長を除くE係長ら七名の高岡郡福祉 事務所保護係職員は、前記方針に従つて c 地区における要保護者の実態調査を実施 するためc地区に入つたが、M、N両主事は部落入口附近でその担当の要保護者O に出合ったためその調査にかかり、E係長ら五名は、実態調査にかかる前に、従来 の慣例でもあったし、前記(3)に説示したような経緯もあったので、部落総代の Lに同部落の被保護世帯につき実態調査を実施する旨の挨拶をするため同人方の手 前約一〇メートルの地点に差しかかつた際、原審相被告人Pから、 「部落総代のと ころへ行くにおよばん。共同作業所前で待つているから集れ」といわれ、そこから 約九〇メートル離れた原判示の作業所前に誘導されたこと、(6)右E係長らは、 同所で、附近に待ちかまえていた一〇数名の者のうち同地区の役員をしている被告 人Aから、「調査はさせん。あればあ言うてあつたじゃないか。約束が違う。何しに来たか。帰れ、帰れ。」などと言われたうえ、被告人らから原判示の暴行脅迫を受けたためやむなく実態調査の実施を断念するに至つたこと、ならびに(7)実態 調査の対象となる同地区の被保護世帯は前記L方手前附近から共同作業所前に向う 道路沿いに点在していることがそれぞれ認められる。これらの事実によると、なる ほど、前記公務員であるE係長らは未だ現実に被保護世帯の実態調査自体に着手し ていなかつたので、現に公務の執行中でなかつたことは所論のとおりであるが、同 人らは実態調査を実施する目的で同部落内に入り、同部落総代である前記Lに前記 のような趣旨で挨拶をするため同人方に向かい、しかも同人方の手前約一〇メートルの地点にまで達していたのであるから、右部落総代への挨拶は、同人方へ赴くこ とを含めてまさに実態調査を実施するための準備行為であつたとみるべきであり かつ、右準備行為は、実態調査に極めて接着して行なわれたのであるから、E係長 らの右行為は、まさに公務執行妨害罪のいわゆる公務員の職務を執行するに当り行 なわれたものというべく、したがつて、これを知りながら意思相通じて、公務員で あるE係長らに原判示の暴行脅迫を加えた被告人らの所為は、公務員が職務を執行 するに当り、これに対して暴行脅迫を加え、その職務の執行を妨害したものに該当するといわなければならない。所論は、原審証人E、同Hの各供述の一部を援用して、原判示のE係長らが共同作業所前に来たのは、その前日行なわれた一部の部落 民からの投書を主たる資料とする保護打切りについての協力要請のための話合であ つて、適法な権限に基づく公務の執行ではない旨主張するので按ずるに、前掲各証 拠によると、E係長らの部落総代しおよびその他の部落役員に対する協力要請が 実態調査が円滑に行なわれることについての協力要請だけではなく、c地区内の被 保護世帯のうち生活保護費を不正に受給していることが資料によって確実に認められる者については受給者から自発的に受給を辞退するよう申し出ることにつき協力を求める趣旨も含まれていたことが窺われるのであるが、E係長らがこのような協力方を要請したからといって、部落総代らがこれに強制されるいわれのなかったことは明られてある。 とは明らかであるし、前記(3)に説示したように c 地区には民生委員がいなかつ たのであるから、部落総代らの従前からの協力状態にかんがみれば、E係長らが、 生活保護の適正を期するため、前記のような協力要請をすることは寧ろ当然のこと 生活体態の適宜を制するため、前記のような励力を明ですることは子う国派のことであつて、毫も違法ではないのみならず、原判決挙示の各証拠によれば、E係長らは、原判示の日、c地区における被保護世帯の実態調査を実施するため同地に赴い たものであることは前記(4)で説示したとおり明白であるから、右論旨は理由が ない。

次に所論の(二)について検討するに、被告人Aは、原審(第一六回公判調書中の同被告人の供述記載)および当審公判廷において、所論にそうよけばをはいることが認められる。そして、原審第五回公判調書中の証人Eの供述記載によると、同証人を表現していることが認められるの反対尋問に対して原判示の暴行を加えたことは指方向転換をさせたのは、被告人Aが右Eに対して原判示の暴行を加えたことは方向転換をさせたのは、被告人Aが原判示の右暴行を加えたことは原判方の原審証人F、同G、同Hの各供述によって十分裏付けられるのもないのをが認められるのであり、被告人Aが原判示の右暴行を加えたである。原審証人の供述は十分信用できるのである。所論は、被告人Aの前記供述お分の共びである。所論は、被告人Aの前記供述お分の共びに照らしような主張をするけれども、同被告人の前記供述部分は前記各証人の供述に照らし

てとうてい信用できない。 そこで、所論の(三)について考えてみるに、原判決挙示の被告人Bの司法警察 員に対する昭和四三年一月二二日付、同月二三日付、同月二六日付、同月三〇日付および検察官に対する同月二九日付各供述調書、原審第一七回公判調書中の同被告 人の供述記載、同被告人の当審公判廷における供述によると、被告人Bは、原判示 のとおり、Eに対し、「わしの保護を打ち切つたのは誰なら。許さんぞ。」「所長 を呼べ。」などと怒号しながら、丸太棒(長さ約六○センチメートル、直径約四な いし五センチメートル)を振り上げた事実を自白しているのであり、同被告人の右 自白は、原判決挙示の原審証人E、同F、同G、同Hの各供述によつて十分裏付けられるのであつて、所論指摘の原審証人Qの供述(第一三回公判調書中の同証人の 供述記載)は前記各証拠に照らしてとうてい信用できない。そして、被告人Bの原 判示の脅迫は、被告人Aおよび同Cと意思相通じて行なわれたもので、公務の執行 を妨害するに足る脅迫にあたることは明らかである。

そこで次に、所論の(四)について考えてみるに、原判決挙示の各証拠のほか、 司法警察員作成の検証調書(記録一、一六〇丁)、原審の検証調書(記録一、〇八九丁)を総合すると、被告人Cは、原判示の共同作業所前附近広場で自動車の掃除 をしながら、被告人A、同Bと意思相通じ、約八メートル離れた地点にいた原判示のEほか三名に対し、「おんしら一列に並べ。俺が車で轢き殺しちやろ。」と怒号 している事実が優に認められる。所論は、原審証人E、同Fの両名は、被告人Cの 発した右言辞の内容を聞きとつていないのに、同人らと同じ場所にいた原審証人 G、同日の両名のみが前記の言辞を聞きとつたというのであるから、同証人両名の供述は疑わしい旨主張するが、原審第七回公判調書中の証人G(記録六九六丁)、同日(記録七八一丁)の各供述記載を仔細に検討すると、同人らは、被告人Cから前記の言辞をあびせられ、こわかつた旨前後一貫した供述をしているがであって、 同人らの供述に疑をさしはさむ余地はないから、前記証人E、同F消が被告人Cの 右文言を聞いていないからといつて、証人G、同Hの各供述が信用できないという のはあたらない。被告人Cは、原審(第一七回公判調書中同被告人の供述記載、記 録一、五六五丁)および当審公判廷において、原判示のような脅迫文言を申し向け とはない旨供述するが、右供述は、前記G、H各証人の供述に照らしてとうて い信用できない。

以上説示のとおりであつて、原判示第一の事実に関する各証拠を総合すると、原 判示第一の事実は優に肯認できるのであり、右事実には所論のような事実誤認は認 められない。

原判示第三の事実について

所論は、要するに、原判決が認定するように、被告人Aが同判示のE係長に対して暴行を加えた事実は全くないのにかかわらず、原判決が同判示の事実を認定したのは事実を誤認したものであり、この事実誤認が判決に影響をおよぼすことは明ら

かである、というのである。 そこで、記録を調査し、当審における事実取調の結果を参酌して検討するに、 判決挙示の原審証人E、同Fの各供述のほか当審証人Eの当公判廷における供述を 総合すると、被告人Aは、原判示のDが同判示のR方で同人と話し合つているのを 目撃するや、右Dが実態調査をしているものと考え、実態調査を断念して引きあげ ていたEを右R方前に連行したうえ、右EがDが調査をしたのは悪かつたと謝罪を したのにかかわらず、右Eに対し、「約束が違うじやないか。Dが調査しよつたじ ゃないか。」と怒鳴りながら、その胸倉をつかんでゆすぶり、後頭部を附近の壁に 左頬を殴打し、足で蹴つた事実が認められる。被告人Aは、原審(第 打ち当て、 六回公判調書中の同被告人の供述、記録一、四七一丁)および当審公判廷におい て、右Eが悪かつたと言つたので、悪かつたのなら帰れといつて溝の方にいた同人 の胸倉をとつて道路の方へ引張り出したに過ぎず、暴行を加えていない旨供述する が、同人に暴行を加えていないとの右供述は前記各証人の供述に対比して信用でき ない。したがつて、この点についての右論旨は理由がない。 控訴趣意第三点(法令の解釈適用の誤り)について

所論は、原判示第一の事実に関する法令の解釈適用の誤りの主張であつて、要す るに、原判示の実態調査は違法なものであるのに、右実態調査が刑法九五条一項の 公務の執行にあたるとして同法条を適用した原判決には同法条の解釈適用を誤つた 違法があり、この法令の解釈適用の誤りが判決に影響をおよぼすことは明らかであ る、というのである。

しかしながら、原判示のEらの実態調査ならびにこれに接着する準備行為が適法

であつてこれが刑法九五条一項にいう職務の執行にあたることは前記説示のとおりであり、記録を精査しても、原判示の実態調査が所論がいうように投書を主たる資料とする保護打切りのための違法な調査であるとはとうてい認められないし、右主張を認めるに足る資料はなにもない。したがつて、右論旨は理由がない。

以上説示のとおりであつて、原判決には判示第一の事実について理由不備の違法があり、しかも原判決は、被告人Aについて右の事実と原判示第三の事実とを併合罪として処断しているから、原判決中被告人らに関する部分はその全部につき破棄を免れない。

よつて、刑訴法三九七条一項、三七八条四号により原判決を破棄し、同法四〇〇 条但書により、当裁判所において直ちに判決する。

(罪となるべき事実)

(なお、原判示第三の事実については、原判示冒頭のうち「右調査を実施するに当り」の部分を除く。)

(証拠の標目)(省略)

(法令の適用)

被告人らの判示第一の所為はいずれも刑法九五条一項、六〇条に、原判決の認定した被告人Aの原判示第三の所為は刑法二〇八条(さらに、刑法六条、一〇条により昭和四七年法律第六一号による改正前の罰金等臨時措置法三条一項一号)にそれぞれ該当するので、所定刑中いずれも懲役刑を選択し、被告人Aの以上の各罪は刑法四五条前段の併合罪であるから同法四七条本文、一〇条により重い判示第一の罪の刑に法定の加重をした刑期の範囲内で、被告人Aを懲役三月に処し、被告人B、同Cについては所定刑期の範囲内で、同被告人而名をそれぞれ懲役二月に処すべく、被告人三名に対し、情状により刑法二五条一項を適用してこの裁判の確定した日から二年間右各刑の執行を猶予し、原審および当審における訴訟費用は、刑訴法一八一条一項但書により被告人らに負担させないこととする。よつて、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 木原繁季 裁判官 秋山正雄 裁判官 山口茂一)